

熊本市特別支援学校等教科用図書選定委員会設置要綱

制定 平成31年4月1日教育長決裁

改正 令和3年3月25日教育長決裁

(趣旨)

第1条 この要綱は、熊本市附属機関設置条例（平成19年条例第2号）第3条の規定に基づき、熊本市特別支援学校等教科用図書選定委員会（以下「選定委員会」という。）の組織及び運営に関し、必要な事項を定めるものとする。

(所掌事務)

第2条 選定委員会は、熊本市教育委員会（以下「教育委員会」という。）の諮問に応じ、次に掲げる事項を調査審議する。

(1) 熊本市立あおば支援学校及び特別支援学級を設置する熊本市立小中学校（以下「学校」という。）において学校教育法（昭和22年法律第26号。以下「法」という。）附則第9条の規定により使用する教科用図書（以下「一般図書」という。）の選定に関する事項

(2) 前号に掲げるもののほか、教育委員会が必要と認める事項

(組織)

第3条 選定委員会は、委員10人程度をもって組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから教育委員会が委嘱し、または任命する。

- (1) 学識経験を有する者
- (2) 学校の校長
- (3) 児童生徒の保護者
- (4) 教育委員会事務局職員
- (5) その他教育委員会が必要と認める者

(任期)

第4条 委員の任期は、1年とする。ただし、委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任することができる。

(委員長及び副委員長)

第5条 選定委員会に委員長及び副委員長を置き、委員の互選により選出する。

2 委員長は、選定委員会を代表し、会務を総理する。

3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長が欠けたとき、又は委員長に事故があるときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 選定委員会の会議（以下「会議」という。）は、委員長が招集する。

- 2 会議は、委員長が議長となる。
- 3 会議は、委員の半数以上が出席しなければ、開くことができない。
- 4 会議の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
- 5 委員は、書面をもって、議決権を行使することができる。
- 6 前項の規定により議決権を行使する者は、第3項及び第4項の規定の適用については、出席したものとみなす。

(調査研究)

第7条 学校は一般図書の調査研究を行い、選定理由書を選定委員会に提出する。

(事務局)

第8条 選定委員会の庶務は、教育委員会事務局学校教育部総合支援課特別支援教育室において処理する。

(委任)

第9条 この要綱に定めるもののほか、選定委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が選定委員会に諮って定める。

#### 附 則

- 1 この要綱は、平成31年4月1日から施行する。
- 2 平成31年度における熊本市立あおば支援学校の一般図書の選定にかかる第7条の規定の適用については、第7条中「学校」とあるのは、「熊本市教育委員会事務局学校教育部総合支援課特別支援教育室」とする。

#### 附 則

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。